

延滞金

納期限を過ぎると、その翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、保険料に各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合）に年7.3%の割合を加算した割合か、年14.6%の割合のいずれか少ない割合（納期限の翌日から3か月を経過する日までの期間につきましては、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合か、年7.3%の割合のいずれか少ない割合）を乗じて計算した額の延滞金を加算して納付します。

なお、保険料が2,000円未満であるときは延滞金の対象となりません。保険料に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算します。また、算出した延滞金の額が1,000円未満のときは、延滞金を請求しません。延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算します。

[現在の延滞金の適用利率]

期間	利率	考え方（注）
納期限後3か月を経過するまで	年2.4%	延滞金特例基準割合+1%
納期限後3か月を経過した後	年8.7%	延滞金特例基準割合+7.3%

（注）延滞金特例基準割合=1.4%：平均貸付割合（0.4%）+1.0%。